

第 80 号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 30 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和 34 年八王子市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特例対象被保険者等に係る申告) 第 32 条の 2 (略) 2 前項の申告書 <b>の提出に当たり</b> 、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類 <b>の提示を求められた場合には、これら</b> を提示しなければならない。	(特例対象被保険者等に係る申告) 第 32 条の 2 (略) 2 前項の申告書 <b>を提出する場合には</b> 、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

附 則

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

